

複数市町村で営農する

認定農業者の手続が簡単になります！



複数市町村で農業を営む農業者の場合は、市町村に代わって**都道府県**又は**国が農業経営改善計画の認定手続**を一括で行います。（2020年4月）から実施）

※ 現在、認定を受けている農業経営改善計画の有効期間中は、直ちに都道府県又は国への認定申請を行う必要はありません。

国・都道府県認定が始まります！

従来、複数の市町村で営農する場合は、それぞれの市町村に経営改善計画の認定申請を行う必要がありましたが、営農区域ごとに申請先を一本化します。

▶ A県のB市・C町・D村で営農している農業者が農業経営改善計画の認定申請を行う場合

【従来】



【見直し後】



申請先が1つに！

B市

C町

D村

A県

国・都道府県認定の申請先

農業経営を営む区域が、複数市町村にまたがる場合、

- ・ 単一都道府県内に存する場合は都道府県知事
- ・ 複数都道府県にまたがる場合は国（地方農政局長又は農林水産大臣）

に認定を申請することになります。

（農業経営を営む区域が単一市町村の範囲内の場合は、従来どおり市町村に認定を申請します）

【認定申請先】

農業経営を営む区域		認定庁
単一市町村の区域内		市町村長
複数市町村にまたがる	単一都道府県の区域内	都道府県知事
	複数都道府県にまたがる	
	単一地方農政局の管区内	地方農政局長
	複数の地方農政局の管区にまたがる	農林水産大臣

電子申請による手続も可能になります！

2020年4月から電子申請手続が始まり、オンラインでの申請が可能になります。

※国・都道府県認定の電子申請手続から開始し、順次、市町村認定申請も可能となる予定です。

お問い合わせ先

申請先	お問い合わせ先	住所・電話番号
東北農政局管内を越えて営農している方	経営局経営政策課	〒100-8950 東京都千代田区霞ヶ関1-2-1 TEL:03-6744-2143
東北農政局管内（青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県）で県を越えて営農している方	東北農政局担い手育成課	〒980-0014 宮城県仙台市青葉区本町3-3-1 TEL:022-221-6241
青森県内で市町村を越えて営農している方	青森県農林水産部構造政策課 担い手育成グループ	〒030-8570 青森市長島1-1-1 TEL:017-734-9463
【申請予定先】	東青地域県民局地域農林水産部 農業普及振興室	〒030-0861 青森市長島2-10-3 6F TEL:017-734-9990
① 2以上の県民局にわたり市町村を越えて営農 ⇒ 構造政策課	中南地域県民局地域農林水産部 農業普及振興室	〒036-8345 弘前市蔵主町4 TEL:0172-33-4821
② 同一県民局内で市町村を越えて営農 ⇒ 所轄の地域県民局	三八地域県民局地域農林水産部 農業普及振興室	〒039-1101 八戸市尻内町字鴨田7 TEL:0178-27-3323
	西北地域県民局地域農林水産部 農業普及振興室	〒037-0046 五所川原市栄町10 TEL:0173-35-5727
	上北地域県民局地域農林水産部 農業普及振興室	〒034-0093 十和田市西十二番町20-12 TEL:0176-23-4281
	下北地域県民局地域農林水産部 農業普及振興室	〒035-0073 むつ市中央1-1-8 TEL:0175-22-2685